

千葉市介護保険利用者負担額の減額に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第50条の規定による居宅介護サービス費等の額の特例及び法第60条の規定による介護予防サービス費等の額の特例（以下「利用者負担額の減額」という。）の取扱いに関し、千葉市介護保険規則（平成12年千葉市規則第74号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(減額の事由)

第2条 利用者負担額の減額は、次の各号の一に規定する場合に該当する要介護被保険者及び要支援被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）について適用する。

(1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第83条第1項第1号又は第97条第1項第1号に該当する場合において、要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）の所有する住宅、家財等が災害等により半焼、半壊又はこれらに類する損害以上の損害を受けたとき。

(2) 法施行規則第83条第1項第2号から第4号までの一又は第97条第1項第2号から第4号までの一に該当する場合（以下「収入減少事由」という。）において、主たる生計維持者が死亡し又は主たる生計維持者の収入減少事由の発生日以後1年間の主たる生計維持者の収入の見込額が収入減少事由の発生日以前の収入として把握できる直近1年間の収入の2分の1以下に減少し、かつ、当該世帯の収入の合計額が別に定める基準額以下になったとき。

2 被保険者は、前項第2号に該当することにより減免の申請をしようとするときは、規則第26条第1項で定める提出書類に、介護保険利用者負担額減額のための収入見込額計算書（様式）を添付し、区長に提出しなければならない。

(保険給付の割合)

第3条 前条に該当する要介護被保険者等について法第50条又は第60条に規定する介護給付又は予防給付の割合を読み替えて適用する場合における割合は、100分の97とする。

(減額の適用の期間)

第4条 利用者負担額の減額の適用の期間は、申請のあった日の属する月から6月以内の期間とする。

2 前項に掲げる期間の経過後においても、法第50条又は第60条に規定する費用を負担することが困難であると認められる者については、引き続き6月以内の

期間に限り利用者負担額の減額を適用することができる。

(減額の申請期間)

第5条 利用者負担額の減額の適用の申請は、災害を受けた日又は収入減少事由の発生の日から3月以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に申請することができないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 前条第2項に規定する利用者負担額の減額の適用の申請は、利用者負担額減額認定証の有効期限から1月以内に行わなければならない。

(減額の適用の取消し)

第6条 区長は、利用者負担額の減額の適用を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その適用を取り消すことができる。

(1) 資力の回復その他の事情の変化により、利用者負担額の減額の適用が不相当と認められるとき。

(2) 偽りの申請その他不正の行為により利用者負担額の減額の適用を受けたとき。

2 区長は、前項の規定により利用者負担額の減額の適用を取り消したときは、その旨を当該適用を取り消された者に通知するものとする。

(減額認定証の返還)

第7条 前条第1項の規定により利用者負担額の減額の適用を取り消された者は、速やかに利用者負担額減額認定証を区長に返還しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、利用者負担額の減額の取扱いに関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

年 月 日

介護保険利用者負担額の減額のための収入見込額計算書

被保険者 住所
氏名

年齢 歳

			直近3カ月間の収入状況				1年の収入見込額	
			1月前	2月前	3月前	横合計⑩	⑩×4	
給与収入⑪							⑪	
その他の収入⑫							⑫	
年金収入⑬						1月当支給額	1月当支給額×12	
							⑬	
事業・不動産所得等⑭	売上金額		①					
	必要経費	仕入金額	②					
		消耗品費	③					
		水道光熱費	④					
		通信費	⑤					
		地代家賃	⑥					
		その他	⑦					
		合計(②~⑦)	⑧				横合計⑩	1年の収入見込額 ⑩×4
	月当所得(①-⑧)		⑨				⑭	
1年の収入見込額合計 ⑪+⑫+⑬+⑭								

注意事項

- この計算書で収入見込額を計算する必要がある方は、千葉市介護保険利用者負担額の減額に関する取扱要綱第2条第2号に該当することにより「介護保険利用者負担額減額・免除申請書」を提出する方です。
- 被保険者のみならず世帯員全員の収入見込額について計算してください。